**平成２０年（フ）第４６号**
最後の住所岐阜県揖斐郡大野町大字黒野702番地１
破産者　亡清水泰忠相続財産
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２０年（フ）第１７３号**
静岡県伊東市渚町５番24号
破産者　有限会社第一企業
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成１９年（フ）第１６３号**
愛知県名古屋市瑞穂区春山町20番地の２シャトー春山101号、開始決定時の住所三重県松阪市垣鼻町1761番地18
破産者　川口　和緒
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

**平成２０年（フ）第１９５１号**
京都府八幡市戸津南代５番地の１
破産者　有限会社ディスカバリー
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２０年（フ）第７２号**
佐賀県唐津市山本2131番　シャトル八仙Ｂ102号、開始決定時の住所山口県宇部市岬町１丁目６番17号
破産者　田邊　泰信
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所宇部支部

**平成２０年（フ）第１０７５号**
熊本県球磨郡多良木町大字多良木970番地
破産者　球磨木材加工事業協同組合
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成１７年（フ）第１０５号**
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2704番地
破産者　山郷株式会社
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大分地方裁判所日田支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成１９年（フ）第５２７号**
愛媛県松山市南江戸６丁目６番25号　丸田環方
破産者　髙野　秀樹
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

**平成２０年（フ）第９４９号**
熊本県球磨郡相良村柳瀬1034番地123
破産者　杉本よし江
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２０年（フ）第９５０号**
熊本県球磨郡相良村柳瀬1034番地123
破産者　杉本　和博
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２０年（フ）第１２３８号**
熊本県八代市松崎町579番地４
破産者　下住　三好
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第３７７号**
熊本市岡田町12番21号
破産者　髙橋　文子
１　決定年月日　平成21年９月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２０年（フ）第６６２号**
函館市中道１丁目29番２号
破産者　東谷　昭義
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

**平成２０年（フ）第１１４号**
山口県山陽小野田市大字西高泊269番地１、開始決定時の住所山口県宇部市大字川上380番地６
破産者　江本　竜夫
１　決定年月日　平成21年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２１年（フ）第１８９号**
愛知県名古屋市昭和区五軒家町24番地の11シティーコート南山301号、住民票上の住所長野県松本市大字島立649番地４
破産者　渡邊　　昭
１　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
２　一般調査期日　平成21年11月24日午後４時10分
平成21年９月30日　長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第５０９３号**
大阪市淀川区加島４丁目16番36号
破産者　株式会社ミツワ電線電機製作所
１　破産債権の届出期間　平成21年10月30日まで
２　一般調査期日　平成21年12月10日午後３時30分
平成21年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９６０号**
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地21―502号
破産者　岡村　恭臣
１　破産債権の届出期間　平成21年11月10日まで
２　一般調査期日　平成21年12月24日午前10時30分
平成21年９月29日
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１０２４号**
京都府宇治市広野町中島17番地の12
破産者　河野　民子
１　破産債権の届出期間　平成21年11月10日まで
２　一般調査期日　平成21年12月22日午後３時
平成21年９月29日
京都地方裁判所第５民事部破産係

## 債権者集会招集

**平成１８年（フ）第６５００号**
大阪府吹田市江坂町１丁目23―43ファサード江坂ビル11階、登記簿上の本店所在地大阪市北区天神橋３丁目１番20号
破産者　株式会社アトリエワールド
１　期日　平成21年11月13日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年９月29日
大阪地方裁判所第６民事部